

小金井市イメージキャラクター取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、小金井市市制施行50周年を記念して制作した小金井市イメージキャラクター（以下「キャラクター」という。）の使用について、必要な事項を定め、適切な使用を図ることにより、市のイメージアップを図ることを目的とする。

(キャラクター)

第2条 キャラクターの形状及び色彩は、別表のとおりとする。

(著作権の表示等)

第3条 キャラクターの著作権は、株式会社スタジオジブリ（以下「ジブリ」という。）に帰属するものとする。

2 キャラクターを使用する際は、キャラクターに別表に規定する著作権表示を付すものとする。ただし、ジブリと協議の上付す必要がないと判断した場合は、この限りでない。

(市の使用許諾事項)

第4条 市は、次に定める事項に関して、キャラクターを独占的に使用することができる。

- (1) 市の刊行物（無償配布の刊行物及び収益を目的としない有償刊行物に限る。）及び市のWebサイトに使用すること。
- (2) 市のPRを目的とする広告（ポスター、パンフレット、チラシ、インターネット等）及び広報記事に使用すること。
- (3) 市の封筒、職員の名刺等の各種事務用品に使用すること（当該物品を無償配布する場合に限る。）。

(市の使用手続)

第5条 市が主催する事業等においてキャラクターを使用しようとするときは、当該事業の主管課長は、小金井市イメージキャラクター使用届（様式第1号）に使用物の見本又は広告の原稿等を添えて、企画政策課長に提出するものとする。キャラクター及び小金井市イメージキャラクター着ぐるみ等使用取扱要綱（平成21年12月25日制定）に規定する着ぐるみの写真（以下「キャラク

ター着ぐるみポーズ写真」という。)を併用する場合も同様とする。

(団体等の使用承認)

第6条 市以外の団体等が、キャラクターの使用の承認を受けようとするときは、当該団体等は小金井市イメージキャラクター使用承認申請書(様式第2号。以下「承認申請書」という。)に次に掲げる書類を添えて、あらかじめ市長に提出しなければならない。その申請の内容に変更が生じたときも、同様とする。

- (1) 企画書(広告に使用する場合にあってはその媒体等を、収益を目的としない有償刊行物に使用する場合にあっては販売価格、販売手数料等を、その他の場合にあってはその内容等を具体的に記載したものをいう。)
- (2) 使用物の見本又は広告の原稿等
- (3) 団体等の概要書(既存の書類も可とする。)
- (4) その他市長が必要と認める書類

(承認の判定基準等)

第7条 市長は、この要綱に定める事項の範囲内において使用し、かつ、市民等の市に対するイメージを向上するために効果があると認められる場合は、キャラクターの使用を承認するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、承認しないものとする。

- (1) 法令もしくは公序良俗に反し、又は反するおそれがあるとき。
 - (2) 特定の個人、政党、宗教団体等を支援又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれがあるとき。
 - (3) 品質、性能等に関し、公的機関の認定等が必要な商品について、当該認定等を受けていないとき。
 - (4) 不当な利益を上げるために利用されるおそれがあるとき。
 - (5) 適正な使用方法に従って使用しないと認められるとき。
 - (6) その他承認することが不適当と認められるとき。
- 2 市長は、使用の承認の可否については、事前にジブリの承認を得るものとする。
 - 3 市長は、承認に際し必要な条件を付することができる。

(審査及び決定)

第8条 市長は、承認申請書を受けたときは、前条の規定により速やかにその可否を決定し、小金井市イメージキャラクター使用承認通知書（様式第3号）又は小金井市イメージキャラクター使用不承認通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

（完成品の提供）

第9条 市及び団体等は、ジブリに対し、キャラクターを使用した各種物品の完成品を使用開始前までに無償で提供しなければならない。

2 前項に定める無償提供の数量は、ジブリと別途協議の上定めるものとする。

（第三者への権利譲渡等）

第10条 市及び団体等は、日本国の内外を問わず、第三者に対してキャラクターの使用権を譲渡し、又は担保に供してはならない。ただし、市がジブリの書面による承諾を得た場合には、この限りでない。

（有償使用の制限）

第11条 市は、一般市場に販売する目的をもってキャラクターを物品、商品、サービス等に使用する場合は、別途事前にジブリと商品化権使用許諾に関する協定を締結するものとする。

2 団体等の有償使用の承認については、前項の協定で規定するものとする。

（使用方法）

第12条 市及び団体等は、別表の規定に従ってキャラクターを使用するものとし、その一部のみの使用、形状自体の変更、縦横比率の変更又は他の図形もしくは文字と重ねての使用をしてはならない。

（使用期限）

第13条 キャラクターの使用期限は、平成25年3月31日までとする。ただし、キャラクターの使用許諾等に関する協定（平成20年8月締結）を更新した場合は、この限りでない。

（使用状況の報告）

第14条 団体等は、承認されたキャラクターの使用状況について、別に定める日までに小金井市イ

メーじキャラクター使用状況に関する報告書（様式第5号）により報告するものとする。

（承認の取消し等）

第15条 市長は、次の各号のいずれかに該当することが判明した場合は、キャラクターの使用承認を取り消し、又は使用を中止させ、もしくは使用物件を回収させるよう求めることができる。

- （1） 使用者がこの要綱の規定に違反した場合
- （2） 使用者が使用承認の条件に違反した場合
- （3） 承認申請書の内容に虚偽のある場合
- （4） その他市長が適当でないと認めた場合

（未承認使用に対する措置）

第16条 市長は、承認を受けずにキャラクターを使用している者又は使用しようとしている者に対し、その使用の停止を求めることができる。

（第三者による権利侵害）

第17条 使用の承認を受けた団体等は、キャラクターに関する権利を侵害している、もしくは侵害するおそれのある第三者又は不正競争行為をなす、もしくは不正競争行為をなすおそれのある第三者を発見したときは、直ちにこれを市に対し通知するものとする。

- 2 市及び団体等は、当該第三者の侵害行為、侵害危険行為又は不正競争行為に対し、適切な措置を講ずるべく最善の努力を尽くすものとする。
- 3 前項に定める場合において、ジブリは、市の措置に対し、全面的に協力するとともに、かつ、必要な措置を講ずるよう要求することができる。

（処務）

第18条 キャラクターの使用に関する事務は、企画財政部企画政策課において処理する。

（委任）

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成20年11月7日から施行し、平成20年8月31日から適用する。

付 則（平成22年9月1日）

この要綱は、平成22年9月1日から施行する。

付 則（平成29年3月9日要綱第18号）

この要綱は、平成29年3月9日から施行する。

付 則（令和元年6月13日要綱第79号）

この要綱は、令和元年6月13日から施行する。

別表（第2条、第12条関係）

小金井市イメージキャラクターの形状及び色彩

1 形状



© Studio Ghibli

2 色彩

(1) 2色の場合

ア 肌 DIC5

イ 髪及び輪郭線 DIC521

ウ 腹掛け DIC P-815

エ 金の文字中 DIC9

(2) 4色掛け合わせの場合

ア 肌 M(マゼンダ)30%+Y(イエロー)20%

イ 髪及び輪郭線 BL(ブラック)80%

ウ 腹掛け Y(イエロー)80%+M(マゼンダ)100%

エ 金の文字中 Y(イエロー)60%+M(マゼンダ)5%

3 著作権表示

(1) フォント Arial 半角

(2) 記載方法

「©」「Studio」「Ghibli」の間隔は半角スペース